

# GS1 Japan パートナー会員 ロゴマーク使用規約

## 第1条（本規約の目的）

GS1 Japan パートナー会員 ロゴマーク使用規約（本規約）は、GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク（ロゴマーク）の使用許諾条件について定める。

## 第2条（使用許諾申請）

1. ロゴマークはGS1 Japan パートナー会員が使用することができる。  
2. ロゴマークの使用を希望する会員は、別紙申請書を一般財団法人流通システム開発センター（センター）に提出してその審査を受ける。

## 第3条（使用許諾・届出）

1. センターは、ロゴマーク使用者からの申請内容を確認、審査したうえで、適切であると判断した場合に、その旨を申請者（使用者）に通知し、ロゴマークの使用を許諾する。  
2. 前号に基づきロゴマークの使用許諾通知があった日より、使用者は本規約に基づきロゴマークを使用することができる。  
3. 次の各号の一に該当する場合、使用者は速やかにその内容をセンターに届け出る。  
（1）使用者の名称、代表者名、住所、電話番号、担当者その他に変更が生じた場合  
（2）ロゴマークの使用を取りやめる場合  
4. センターは、使用許諾に対する対価を求めない。

## 第4条（保証の制限）

1. センターはロゴマークの使用許諾により、使用者に対し一定の成果を保証するものではない。  
2. センターは、使用者の活動に制限を加えることはない。  
3. センターは、使用者の活動について、何らの責任を負わない。

## 第5条（使用細則）

使用者はロゴマークを使用するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

（1）センターが提供するデータを使い、色・デザイン・縦横比に変更を加えないこと。  
（2）別途定める「GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク 使用マニュアル」に基づきロゴマークを使用する。  
（3）製品カタログ・ポスター・パネル等の印刷物に使用する場合、掲載イメージを添えて、センターより使用の承認を受けなければならない。  
（4）使用者の個別の製品・サービスの認証あるいは使用者の社員の資格承認等の誤解を生じる使用をしてはならない。

## 第6条（調査・報告）

1. センターは、GS1標準ならびにロゴマークの適正な運用・使用を図るため、ロゴマークの使用状況を使用者に報告させ、または必要な調査を行うことができる。  
2. 前項の要請があった場合、使用者は誠意を持って協力しなければならない。

## 第8条（商標・知的財産権）

1. センターは商標・特許権・ノウハウその他の知的財産権に関する何らかの権利を使用者に与えるものではない。  
2. ロゴマークは、事業者あるいは団体の名称・製品名・サービス名・商標・ロゴの一部、または全部として使用することはできない。

## 第9条（規約の変更）

センターは、改定の3ヶ月前までに使用者に通知し、あるいはセンターのWebページに表示することによって、随時、本規約を改定することができる。

## 第10条（有効期間）

1. ロゴマークの使用期間は、第3条に基づきセンターが使用許諾の通知をした日から、初めて迎える3月末日までとする。  
2. 期間満了の1ヶ月前までにセンター、あるいは使用者のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合、さらに1年間使用期間を延長するものとし、以後も同様とする。

## 第11条（使用の終了）

1. 使用者が次の各号の一に該当し、センターからの通知後その是正がなされない場合、ロゴマークの使用期間内であっても、ロゴマークの使

用権を失う。

- （1）第2条による申請の内容に不実の記載があった場合
- （2）ロゴマークに類似する標章を使用した場合
- （3）ロゴマークを改変して使用した場合
- （4）その他、ロゴマークを不正に使用した場合
- （5）前各号に準ずる事由が発生した場合

2. 使用者がGS1 Japanパートナー会員制度の会員資格を失った場合、ロゴマークの使用期間内であっても、直ちにロゴマークの使用権を失う。  
3. 使用者がロゴマークの使用権を失った場合、使用者はセンターから提供または貸与された資料・データ・それらの媒体等を、センターの指示に従い、センターに返還、または破棄しなければならない。  
4. 使用者がロゴマークの使用権を失った場合、センターは使用者に対し使用権喪失事由の自主的な公表を求め、または使用者の名称、対象、喪失事由等について自ら公表することができる。

## 第12条（譲渡禁止）

使用者は、本規約上の権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならない。

## 第13条（専属管轄）

ロゴマーク、および本規約に関連して、センター及び使用者間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。